

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第26回） 議事要旨

1. 日時

令和6年5月24日（金）16時00分～17時47分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、宍戸構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本（龍）構成員、山本（隆）構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、
金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、山口同局放送技術課長、
佐伯同局地上放送課長、岡井同局衛星・地域放送課長、飯村同局情報通信作品振興課長、
後白同局放送政策課企画官、細野同局放送政策課外資規制審査官、
西村同局放送技術課技術企画官、宗政同局地上放送課企画官、金子同局地域放送推進室長、
平野同局地域放送推進室技術企画官

4. 議事要旨

（1）構成員名簿の改訂

事務局より、資料26-1に基づき、説明が行われた。

（2）令和6年能登半島地震を踏まえた検証

事務局より、資料26-2に基づき、説明が行われた。

（3）質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【飯塚構成員】

御説明ありがとうございました。中継局の共同利用に関してということから少し反れてしまうか

もしれませんが、能登半島地震に関連しまして、今回土砂崩れなどの道路の寸断によって燃料補給が断たれて復旧が遅れてしまったケースがあったと承知しております。このようなケースは携帯電話の基地局でも同様なケースがあったと理解しておりますので、災害時において直面するリスクに対しては、放送・通信双方が協力できるような体制があると望ましいのではないかと感じた次第です。

それから携帯電話の場合は衛星や船舶、ドローンなどの代替手段を使って通信を確保したケースがあったと承知しております。もし仮にこのような手段によって放送よりも先に携帯電話が利用できるようになった場合には、例えばスマートフォンで地上の放送を視聴するなど、同時配信は地元住民の方々にとっては重要な情報源になるかと思いましたので、同時配信の有用性を改めて認識するとともに、同時配信の利用可能性を高めていくことが重要ではないかと感じた次第です。

以上になります。

【三友座長】

ありがとうございます。ただいま議論が続いている件でもありますし、非常に強く関係することでございますので、今頂いた御意見につきましては非常に参考になる御意見だと思います。

実際に復旧に御尽力いただきました皆様の労をこの場でもねぎらうとともに、令和6年の能登半島地震で得られた教訓を今後の災害に生かしていきたい、備えに生かしていきたいと思います。

（４）宍戸構成員からのプレゼンテーション

宍戸構成員より、資料26-3に基づき、説明が行われた。

（５）質疑応答

各構成員等から以下の通り発言があった。

【落合構成員】

宍戸先生、御説明いただきましてありがとうございました。放送の概念と、参加させていただいておりました情報の健全性の検討会と合わせて、総合的に御整理いただいて大変勉強になった部分がありました。

ここでやはり先生がおっしゃられていたように、そのメリットになる部分とデメリットになる部分を比較した上で制度を整備していかなければという点がやはり重要と思っております。基本的には全体としてなかなかローカル局を中心に経営が難しい中でどういうふうに残っていったらいいようにするかがあります。つまり、その際の選択肢を増やしていく観点で検討する中でも、

やはりメリットとデメリットを考慮する必要があります。デメリットといいますか、規制されてしまうと、どうしてもそこは対応コストがかかってしまう部分はあるかとは思いますが、それとまたメリットとなるような部分を併せて考えていただいて、選んでいただける可能性があるようなものをつくっていくことは十分可能性がある方向性なのではないかとも思いました。

何点かお伺いしたいところがございます、一つが、頂いた資料の8ページの御説明の関係で、一部手挙げに近いような形で御参加いただくような形になるのかどうかがあると思いました。もしかすると手を挙げていただいてというような形の議論を御想定されているのかなと思ったところもございますので。一定の行動をしていればこの定義に該当するというよりは、その定義に該当はしているが、さらに手を挙げていただくことを前提とされているのかどうかはまず第1点です。

第2点としましては、やはりこの条件不利地域といった議論は大変重要なのではないかと考えております。今般、1つ前の議題でも飯塚構成員からは、災害対策の復旧に当たっても通信・放送で総合的に考えていくべきではないかというお話もございましたし、この後もBB代替に関する御報告もある中だと思います。条件不利地域は一つの重要なキーワードであろうかとは思いますが、まずはそういったBB代替であったり、通信と放送の維持に当たっても活用していくことに意味があるような領域でこういった議論を、まず先行的にといいですか、進めていくことなのかなとも思いましたが、この点どうお考えになられるかということがあります。

最後の第3点であります、データの点について非常に重要な御指摘ではないかと考えておりました。この中で特に公共的な活用等を認めていくというお話がございます、ここで言う、その公共がどういった内容になってくるのが重要かと思っております。特に民放の方々におかれては営利事業として行っている側面もあり、そのための原資を確保していくのも、また一定の予算規模を持ってこういったデジタル空間の中で適切に取材していただいて情報発信をし続けていただくのにも必要な側面もあるかとは思いますが、ここでお考えになられている、公共的な、という範囲を可能な範囲でお教えいただけるとありがたいと思いました。

私のほうは以上です。

【矢野構成員】

ありがとうございます。できるだけ手短にお答えしたいと思います。

まず第1点でございますけれども、私が差し当たり仮置きしました新しい「放送」を担う人たちは、既存の放送事業者の方を一回外して考えますと、おっしゃるように手挙げ方式で考えるのか、そうではなくて政府が一定の条件を満たした人を指定したり、法律上の要件に該当したら直ちに新しいあなたを放送事業者だよと、そしてこういう規律に服してくださいよとする、その両パターン

が極として考えられ、その真ん中にいろんなものがあり得るだろうと思います。

例えば成立しました情報流通プラットフォーム対処法においては、一定の法律上の要件を定めて、これだけのアクティブユーザーがいるプラットフォーム事業者の方はこう指定するよということで、そこは届出制ではないわけであります。これは結局のところ規律の中身と関連するところでありまして、メリットがある規律をつくるのであれば、当然手挙げということになるのかなと思っています。また消極的な規制であれば、政府が一方的に指定することになるだろうと考えますが、偽情報を出すなどではなくて、今ここでお話ししている、偽情報と戦うために公共的な情報発信を頑張ってくれる人を国・社会として応援したいということであるといたしますと、従来の免許や認定を受けたいと手を挙げるのと同程度に、やはり何らかの手を挙げていただくのが出発点になるのではないかと考えております。これが1点目でございます。

2点目はまさに落合構成員が御指摘のとおりでございます。まずは条件不利地域におけるBB代替等を含めた、具体的なニーズがはっきりしており比較的喫緊の課題と思われるものについて、法的な整理を先行的に検討するのが時宜にかなったことであるだろうと思っております。

3点目、私がデータの公共的利用と申し上げました点については、落合構成員から非常に的確な御質問を頂きましたけれども、差し当たり2パターンあると思っております。一つは、放送事業者の方々が国民の知る権利に奉仕するために取材・報道する、またその裏づけとなるような広告収入を得る。民放連様の言い方で言いますと、メディア価値、媒体価値を向上させるといった取組それ自体が、ある意味でデータの公共的な利用の一側面を有していると思っております。これは落合先生と別途、厚労省で議論している医療情報等について製薬・創薬のために使うのが一定の公共性を持っている、単なる100%の営利活動ではないと位置づけるのと同程度のお話でございます。

もう一つは社会公共、あるいは例えば研究者の方にとって、人々がどういうコンテンツにどういう形で関心を持ち、例えば番組を見てSNSでどう反応するのかとかを分析するときに、両側から情報を提供していただいて分析してもらう、例えば総務省における施策を考えるといったことも含めて、公共的な利用たり得るだろうと思っております。

ひとまず私からは以上でございます。

【落合構成員】

非常に簡単にですが。1点目は規制根拠であったり社会情勢がどうなるかということと、実際どういう中身を考えていくのかを踏まえて、また今後実際そのタイミングでどうなのかにより決せられるということで認識いたしました。

第3点につきましては、2つのルートもやはり医療のほうと同じようにお考えいただいていたこ

とが大変よく分かりましたし、そういった意味では合理的であると思います。そういう形であれば民間の放送事業者の方にとっても使いやすくなる可能性が高まってくるのではないかと思います。

以上でございます。

【林構成員】

名古屋大学の林でございます。

私も大変勉強になりました。御高説を拝聴して、私もここで挙げられた検討課題について今後検討していく必要性は強く感じた次第です。

一点、矢野先生に色々といつも教えていただいている身として一点、法律屋として細かいところを質問して恐縮ですが、スライドの7ページで放送概念の再検討のところで、「公衆」というところがかぎ括弧でくくられているのが私は意味深だと思ひまして。ここで言う「公衆」とは何ぞやということをお伺いしたいと思ひます。

放送とは、もう先ほども御説明もありました、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信ですけれども、そこで言う公衆は不特定多数とされていて、つまり通信の相手方が特定されていないのが公衆に対する通信であると。したがって、通信の相手方の特定性について検討することによって、公衆に対する通信であるか否かを判断することができて、それらが公衆によって直接受信されることを目的とするのであれば放送だというのが伝統的な説明だったかと思ひます。

そこで、公衆かどうか、言い換えれば通信の相手方の特定性を判断する基準として、後の事務局の説明資料にありますけれども、平成元年の「通信と放送の境界領域的サービスに関する検討会」の中間報告では、まさに事務局資料にもありますように、送信者と受信者の間の紐帯関係、これの強さの程度とか、受信者における属性の強さの程度を勘案するとされていて、この辺りの経緯は伊東晋先生がよく御存じだと思うんですけれども、過去の国会答弁でもニコニコ動画が通信なのか放送なのか問われた際に、こういった紐帯関係をベースに内藤副大臣が当時答弁していたと思うんですけれども。確かにインターネットが出現するまではこういった基準が通用したかもしれないですけれども、今のデジタル時代の情報空間でこの基準が果たして今でも通用しているのか、かなりの程度失っているんじゃないかと私自身は思っているところであります。

そこで、ここで言う「公衆」概念をどういう形で、換骨奪胎してといいますか、あるいは現代化して今日的に発展すればいいのかということについて、せっかくの機会ですので、御知見を頂戴できればと思ひて質問させていただいた次第です。

以上です。

【宍戸構成員】

ありがとうございます。問題の核心に触れる御質問を頂きありがとうございます。

林先生の御指摘のとおり、本来この公衆という概念は実定法的に、放送・通信法制において、今、先生から御説明いただき、私も改めて確認させていただいたような意味合いを持って使われてきた概念であるのは確かでございます。

私自身はどちらかというと、その公衆という言葉に込められている規範的な意味を取り出して、改鑄し直して、先生がおっしゃったように再構築して使うことができないかと思っているということでございます。

この間、2010年放送法改正以来でございますけれども、伝送路で放送を定義するのではなく、放送が果たすべき社会的な役割、あるいはそれへの期待の観点から、放送法もそうですし、実際の放送政策についても議論してきたと私は認識しているのですけれども、それは放送の事業者の側から見た目線の話でありまして、今後はより一層、デジタル空間の多様な現状を踏まえて、放送を受け取る側からもこの問題を見る必要があるだろうと思ったときに、一般に視聴者であるわけですが、情報接触の形態がいろいろある、だから一人の人間が公衆でもあると同時に消費者でもあり、また一人の市民でありとか、いろんなことがあるわけですが、いずれにしても公衆としての側面がある。

自分が知っている情報を他人も多分知っているはずである、そのこと自体を知っているという、放送の公共的情報提供論に言う公共的情報の側、あるいは発信主体の側からだけでなく、受信する側の側面という観点からもう一度見直すことができるのではないかと。再解釈すれば、もともとそういうところから本当は始まっていたのを、技術的に見たときに、通信とは違って特定の人を識別できなければ公衆だとかいう言い方をしてきたと考え直すべきじゃないのかと。ちょっと循環論法っぽいですが、そう考えているということで申し上げさせていただいていると御理解いただければと思います。

【林構成員】

どうもありがとうございました。まさに受信者、受け手の側から公衆概念を規範化して再構成すべきだという御趣旨には私も賛同いたします。どうもありがとうございました。

【奥構成員】

電通総研、奥です。私からコメント含みで宍戸先生にお伺いします。

まず、資料の中でデジタル空間の話をしていただいた4ページについてです。こちらの絵は当初からのポンチ絵として出ているわけですが、私の印象も同様です。左から発信、伝送路、右へ受信という一方通行性、これはマスメディアを起点とした従来型の一方通行を示していると思います。実際は、先ほどのお話にあったとおり、視聴者・ユーザー自身が発信者になる時代であり、そこに生成AIも絡んでくるとすると、この矢印の分厚さという点でいうと、伝統メディアと言われる一番上の矢印に対して、空間を泳いでいる情報パケット量は1対99とか、1対9,999とかというぐらい、膨大な分量になると感じています。このような環境の中では、ユーザー目線から見たときに、どこから情報を得るかという、公共放送や伝統的メディアから受ける情報と、そうでないところからトスされて受ける情報の分量では、後者の方がかなり多いということかと感じます。

その中で先生がおっしゃるように、6ページで放送制度の見直しというところを、社会的なインセンティブを含めて放送に期待される役割で考えるというのは、後ほどのブロードバンド代替もそうですし、事務局資料にもありますが、テクニカルにRFなのかIPなのか、リクエストベースで情報パケットを取りに行くのか、そのまま全部流れているのかというようなことではなくて、メディアの役割「ロール・オブ・メディア」を基準に置いて、それが果たすべき役割に資するものが放送であり、あるいは放送に準ずると改めて考える必要があると、先生の話をお伺いしました。

そういうことも含めて考えると、プロミネンスだったり著作権処理は改めて考える余地があります。それから最後に記載されているように、民放という事業ドメインを考えるにおいて、データの利活用は一つの宝の山ということもあります。そういったことも含めて改めて考える余地はないのかとすごく感じました。

そういう意味ではずっと諸課題検討会から言われている、放送とは何か、通信とは何かといったところの根本的な考えをもう一度整理する必要があります。今回NHKのインターネット活用業務の本来業務化について改正放送法が形になりました。しかし「情報の参照点」としては、分量から考えるとあまりにも少ないと感じます。やはりもう少しドライブをかけて情報空間にいろんなデータを出してもらうべきではないかと感じた次第です。この辺りの考え方について宍戸先生のコメントを頂きたいと思いました。よろしくお願いいたします。

【宍戸構成員】

ありがとうございます。基本的に様々な場面で奥さんと議論し、また教えていただいていることも踏まえて私としてはこういう議論をしているつもりでございますので、御指摘には全て共感するというか、御理解いただけてありがとうございます、というのがまず第1点でございます。

もう一点申しますと、パケット量は実は少ないという、あるいは少なくとも送る側のパケット量は少ないかもしれないですけども、受けるという点になると、公共的な情報発信主体、放送局あるいは伝統メディアが発信するものは割合としては比較的多く見られているといったことは当然にあるだろうと思っております。プロミネンスの議論の実もそこにあるんだろうと思っております。

しかし、やはり、公共的な情報を生成し、編集し、発信することが足りていないんじゃないか。日本において公共的な動画の配信サービスがインターネット上で足りていないんじゃないか、産業的に言えばそういう話なのかもしれませんが、それは私も強く感ずるところでございます。2年半前こちらでお話ししたときにもそういう趣旨のことを申し上げて、若干関係方面のお叱りを得た気も致しますけれども、私はそう思っております。

もちろんこれは映像、動画ベース、テキストベース、いろいろあると思いますし、差し当たりNHKについてはまさにこの検討会で、番組関連情報の在り方について、先ほど申し上げました持続可能な放送の多元性確保という観点から、ステークホルダーの方々も含めて真摯なお話合いがなされていると思います。それはそれで大変結構なことでございますけれども、私としては、従来の放送あるいは伝統メディアが担ってこられた、ジャーナリズムに基づく情報がより多く、あるいはより公衆に届く形でデジタル空間に供給されることが大事であるということは、民主主義に関連する憲法の研究者として強く思っているところです。これを政府の施策としてどうエンカレッジしていくか、そこにおいて同時に政府が余計なことをしないようにするかが知恵の絞りどころかなと思ひまして、曾我部先生がおっしゃる構造的介入とはまさにそういう点にあるかと思っております。

非常にざっくりとしたお答えになりますが、以上でございます。

【山本（龍）構成員】

ありがとうございます。もう御趣旨の基本線にはほぼほぼ賛同いたしますということを申し上げた上で、一点、御質問させていただければと思います。

アテンション・エコノミーから距離を取って、あるいは踏みとどまって公衆形成の役割を負うことは、もちろん私も必要かなと思いつつ、現在のビジネス状況を考えるとかなり勇気が要ることなのかと思っております。やはり相当なインセンティブを設計していかないと安心して踏みとどまれないと申しますか、アテンション・エコノミーからなかなか離脱できないんじゃないかなと思っております。要するにインセンティブを早く具体的に検討していかないと、結局アテンション・エコノミーの方向に、ある種ユーチューブ化、ネットフリックス化していくと申しますか、そういう方向に流れてしまうことになるのかなと思うんです。

この点を宍戸先生はどうお考えかということと、もしそのインセンティブ設計についてプロミネ

ントとかいろんな議論があるわけですがけれども、何か具体的な構想のようなものが、これはまさに私が考えるべきという話かもしれませんが、あればぜひ教えていただきたいなと思いました。

以上です。

【矢野構成員】

ありがとうございます。ミスター・アテンション・エコノミーである山本先生にお考えいただくのが一番かなと思いつつ、一応用意してきたわけですがけれども、一つはデータの取扱いに特例を認める。アテンション・エコノミーの世界のプレーヤーには認められないような、その世界において最も基本的なリソースであるところのデータについて特例を認めるのが一つのやり方かなと思っておりますし、それから繰り返しになりますけれども、著作権、プロミネンス、いずれもあろうかと思えます。

もう一つは、これはNHKと民放の連携はいろいろな局面で、昨日の公共放送ワーキンググループで国際放送についても議論になったところですがけれども、普通に考えれば、プレーヤー間の連携はカルテルであるとか競争排除的である、許されないと思われるような行為についても、場合によっては、番組あるいは発信する情報の内容において競争がなされることを前提に、ある種の企業の経済活動として見れば競争阻害的であるとされる行為についても、公共的な規律がかかって公共的な責務を果たすという世界の人たちであることを前提に連携を認める。一番分かりやすく言いますと、メディアの方々がプラットフォームの方々と連携して協議するといった問題も、そのような発想のごくごく末梢的な現れに私はすぎないと思うんですが、そういった連携について公的な枠組みを与えたり、あるいはそれを支援する、少なくとも法的に問題とされない消極的な形での整理を行うことも、十分あり得るのではないかと考えております。

もちろん即効薬はないわけですが、繰り返しになりますが、山本先生のお知恵に期待するところでございますが、ひとまず御質問へのお答えは以上でございます。

【山本（龍）構成員】

はい。やはりこの辺の検討をなるべく早く進めてまとめていかないと、この理念というところになかなか賛同というか安心して乗っかってこれないんじゃないかなという部分があると思いましたので、その点、指摘しておきたいと思います。ありがとうございます。

（６）「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」からの報告

伊東座長代理及び作業チーム事務局から、資料26-4に基づき、説明が行われた。

（７）現行制度について

事務局から、資料26-5に基づき、説明が行われた。

（８）質疑応答

【奥構成員】

それでは質問させていただきます。先ほどの26-5を中心に現行制度についてのところです。

この話を受ける前に、一つ情報として皆さんにお話ししておきたいのは、英国のOfcomが5月9日に「Future of TV Distribution」というレポートを発表しております。それによりますと、デジタル地上波テレビ経由（DTT）で見る方がどんどん減っていく予想が記載されています。英国では、放送はネットも含めて様々なコンテンツが同時に出るようになっていますが、その国の中でテレビだけに依存している人にどう配慮するかという、昔で言うアナログテレビに残っている人をどうするかみたいな議論まで入っているということでもあります。著作権隣接権や放送の定義が日本とは全く異なる英国でこのような議論になっているということです。

先ほどの矢野先生のお話にもあったとおり、公共メディアと言われるもの、あるいは公共に資するという「ロール・オブ・メディア」を考えるときに、例えば飯倉さんが説明された4ページにあるマルチキャストとユニキャストの違い、つまり配信サーバまでリクエストを送って持ってくるか、そうではないかということはユーザーにとっては何の関係もない話ではないでしょうか。コンテンツとしての役割で放送というものを改めて定義すべきではないかと思います。

ブロードバンド代替もここに引っかかるからこそ、地域限定ということでエア受けするしかない、つまり該当エリアで一旦受信してそれをパケット化するというので、フタかぶせを回避することを今検討されているわけです。しかしこれを続けていると、あくまでも各ローカルエリアにおいては、いわゆるキー局も含めた全ての24時間7曜日、全ての編成をそれぞれのエリアでそれぞれの主体となって配信をすることは放送を前提とすることになります。

また、テレビでいわゆる八木アンテナあるいはパラボラアンテナ経由でRF信号を受けた場合は、テレビ受信機まで全ての放送局信号は来ており、それをユーザーが都度選んでいるわけです。逆にユニキャストの場合は、今度はBB代替のところの問題になりますが、4ページの絵で言えば、ある世帯で一つのテレビとそれから録画機があったときに、表である局を見て裏録をハードディスクでやることになると、パケット信号は2つ要求することになると、これで全部情報は取れるのかみたいな、2局同時に受けられますかみたいな議論も出てくることになります。この辺りも含めてユーザーにはまだ理解されていないところもあると感じます。

そういった中でコストを下げ、NHKも含めみんなで条件不利地域にもやっていきたいと思いますということはもちろん入り口だと思うんですが、最終的な10年後、20年後のグランドデザインとして、この放送と通信をどんなふうに設計するのかということはそろそろやっていかないと、簡単に言うの一つ一つの事象をクリアするだけのためにやっている間に合わないんじゃないかということを感じるんですが、その辺りの感覚を総務省さんにお伺いしたいと思いました。

以上でございます。

【飯倉放送政策課長】

奥先生のおっしゃるとおりだなと思います。やはり今回の検討もお願いしておりますのは、先ほど奥さんがおっしゃったように10年後を見据えて必要な議論ということと、あと事象事象ごとに検討が必要だと奥さんもおっしゃっていましたが、そういうこととある意味ちょっと分けて議論・検討を頂かないといけないのかもしれませんが。そういう意味では当座の検討、そして少し先を見据えた上での御議論・検討、こちらは両方とも今回はお願いしたいなと事務局としても思っています。よろしくお願いいたします。

【奥構成員】

短期、中期長期、両方やっていかななくてはいけないということで、私も同感であります。ありがとうございます。

【三友座長】

ありがとうございます。今、奥さんがおっしゃったグランドデザインは非常に重要だと思います。個別個別の対応もそれはそれで重要ではありますが、やはり今後の少し先を見据えた放送、そして通信との関わり、その融合をどういうふうに考えていくかということはこの会議の中でできる限り詰めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【落合構成員】

御説明いただきましてありがとうございます。

ブロードバンド代替のほうは検討も参加させていただきまして、順次論点の整理がされてきているように思います。一方で、26-5で御説明いただいた現行の内容と、あと先ほど矢野先生からも御発表いただいた内容を踏まえて考えると、少し気づいたところもございましたので申し上げさせていただきたいと思います。

ここで改めて26-5を、26-4の御説明も頂いた後で拝見していきますと、IPマルチキャスト、ユニキャストということで出てきておりますが、基幹放送の代替ということで、これは新たに通信の世界で情報を広く発信することで、先ほどの宍戸先生のおっしゃられていた議論の偽情報・誤情報などとの関係でも一定の役割を果たしていくこととは、若干そのままそのものでもではなく、相違する部分があるように思いました。やはり、もともとこれは放送波自体で行われていた地域にもともとの放送法の電波を使って行っていた点について、負担が大きいこともあり、通信での代替をできるようにしていく中で出てきている議論なのかなと思います。

そうしますと、先ほどのような形で放送の定義を考えていけばいいのかといったときに、宍戸先生がおっしゃられていた中で言いますと、単純に積極的なメリットを与えてという話よりは、義務を軽減するためにこういう手法になってきていると考えられます。通信で代替してという中で、このユニキャストを使っている方々にとっては、とはいえ元の放送と同じような内容を利用できるようにしなければいけないというか、どちらかというと消極的な対策を行うという議論のほうにより近い話なのかなとは思いました。

その意味では、宍戸先生がおっしゃられていた中ではプロミネンスであったり、そのほかのNHK・プラットフォームとの連携、通信データの利用等のインセンティブも含めて考えていく部分よりは、単純に既存の放送と手段が若干異なる範囲にも議論を及ぼしていくことが、放送局側にとっても視聴者のほうも含めて考えてもちょうどよい形になるという議論のようにも思いました。

この点、可能な範囲で事務局にお伺いできればと思いましたが、奥構成員が先ほどおっしゃられたグランドデザインとの関係で言いますと、宍戸先生がおっしゃられていた範囲はそれよりもさらに広がったということだと思いますので、宍戸先生もおっしゃられていた全体像も含めて考えていくということで、グランドデザインとしては成り立つのかなという印象も受けておりました。

私のほうは感想に近いようなコメントではありますが、以上です。

【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。落合先生がおっしゃったとおりだと思っていて、今回の代替の話は、宍戸先生がおっしゃられたような放送になることの位置づけ、メリットを享受してもらって、そこに民主主義を担う、提供する者にそういう情報を提供する枠組みに入ってもらい、そういう仕組みの議論とやはり少し質が違ってくるかなと思っています。

そういう意味で、先生がおっしゃったように、今ある元の放送と同じもの、これが利用できることを担保するために必要に駆られてやる検討だとは思っております。ですので、先ほどの奥さんのお話と同じですけれども、少しもちろん似た議論ではあるんだと思うんですけれども、性質が違う

ところは御指摘のとおりであるのかなと我々も認識しております。

【林構成員】

先ほどの続きであり、かつ奥構成員それから落合構成員のおっしゃっていることと被ると思いますが、私もこの26-5の説明を聞いて、毎回思うんですけれども、配信サーバからマルチキャスト方式で送信されているのが放送で、利用者のリクエストに応じてインターネットを通じて送信する通信とは区別されているという、これは専ら技術的観点からの説明であって、放送内在的といえますか、社会的影響力といった実質的観点からの説明ではありませんので、こういう技術的観点からの形式的説明だけでなく、より放送の積極的な意味づけに照らした説明がやっぱり今後求められるんだろうと思います。

そこで放送の公共性ということが言われるわけですが、放送の公共性それ自体も価値的なニュアンスを帯びた言葉ですので、やはり放送の公共性は放送の特質という実態の背後に控えている憲法的価値、これを押さえての放送の公的規律を論証する必要があるということだろうと改めて思ったところです。今回、そういう意味では検討会にも憲法の先生方が新たに加わっていただいたのは非常に心強いと思いました。

ただ、放送概念の再構成は言うは易くというところがあって、行うは難しという部分もあるんじゃないかなと。すなわちパンドラの箱を開くおそれもあるって、ここで書かれている著作権の問題、自動公衆送信権の範囲の問題だけでなく、著作隣接権の問題、送信可能化権の問題であるとか、あるいは放映権の問題ですね。放送権契約で定まっている権利の問題とも絡むので、実務的にはかなり難しい問題もはらんでいくだろうことにも留意する必要があると思うのが1点目でございます。

2点目は、その放送概念をどういうふうに拡張するのかということですが、例えばこれはヨーロッパですともう視聴覚メディアサービスという形で、プラットフォームサービスも含めていろいろ領域横断的な規律をしているわけですが、今日、受け手から見た放送概念の再構成とか、受け手から見た規律の必要性ということが言われていたと思います。

私がヨーロッパを見て感心するのは、例えば視聴覚メディアのカスタマイズする権利みたいなものを、これはもうユーザーの権利として欧州メディア自由法なんかでもうたわれていると。プロミネンスなんかがそうですね。ユーザーは視聴覚メディアサービスのアクセスを使用したり制御するデバイスのデフォルト設定を簡単に変更する権利を持つんだと。要するにこれはユーザーの権利、消費者の権利と言ってもいいかもしれませんが、それをユーザーの権利として情報摂取の自己決定の自由みたいなものをうたっているところが、EUは非常に理念先行だなと思うところがあ

って、そういうところまで進んでいるところと日本との距離感を非常に感じるころがありまして。

必ずしもヨーロッパにキャッチアップすればいいというものではないと思うんですけども、やはりこの問題について欧米ではどういうふうに考えられているのかということも併せて検討していただくといいのかなと。タコつぼ的な議論にならないためにもですね、と思ったところであります。

私も感想めいた話で恐縮ですが、以上でございます。

【三友座長】

確かにヨーロッパの中でもいろんな議論があると私も認識しておりますけれども、ヨーロッパで議論されている内容も確認してみる必要があるかなとは思いますが。

【大谷構成員】

ありがとうございます。大谷です。時間がないところありがとうございます。感想のようなコメントを申し上げたいと思います。

まず一つに、ほかの構成員もおっしゃっていましたが、BB代替について、これを放送として認めるための制度改正についてはやはり喫緊の課題だと思っております。視聴者視点ということで、IPユニキャスト方式を利用しているのかどうかといったことは視聴者にとってそれほど自覚もないことですので、こちらについては早期に実現したい点だと思っております。

そしてもう一つですけれども、ちょうど事務局資料の中に述べられていたところですが、再送信主体までのところは放送波が届くことが放送たる所以という位置づけになっていたかと思えます。ただ、伝送路の考え方については、再送信の配信基盤まで放送波でいくかどうか、やはりそれが決定的なものではなく、今後放送の概念を見直していく上では、途中放送波を使っているかどうかをメルクマールにするのはだんだん違ってくる、見直していかなければならないポイントだと思います。

その時に一般的な通信と放送とを区別する基準として、もはや技術的な基準ではなく、実用構成員がおっしゃったような形で公共性に着目するのも一案だとは思っているんですが、放送の概念の見直しの前に基幹放送の概念についても、改めて何が基幹放送であるのかといった定義に関わるところですけれども、希少な電波資源を利用しているといったところが基幹放送の基幹放送たるゆえんだと、現在そのように定義されておりますけれども、基幹放送の位置づけをまず見直していくことが必要になるのではないかなと思っております。放送そのものの定義は既に解決できている問題だと思っているからでございます。

そしてその関係で座長からもラジオについて言及いただいているところですが、ラジオについてのあまねく受信できるかどうかとか受信環境の点につきましては、インターネット配信は一つの有力な方法ではありますが、ラジオがどのように視聴されているか、視聴実態に照らして、視聴者が本当に必要とされている形態で伝送されるといったものを担保するための施策も、併せて放送概念の見直しの中でも取り上げていく必要があると感じております。

私からは以上でございます。

【三友座長】

大谷構成員、ありがとうございました。大変重要な視点だと思います。特に最後にラジオについて言及いただきました。大変喫緊の課題でもありますので、こちらについても議論していきたいと思っております。

（９）閉会

事務局より、第27回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。